

## ～ 国際研修 ～

### 第11回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）

国際協力部教官

杉山典子

#### 第1 はじめに

国際協力部では、財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、2009年10月19日（月）から29日（木）までの間（10月20日（火）から28日（水）までは韓国ソウル近郊の高陽市、それ以外は東京）、第11回日韓パートナーシップ研修（韓国セッション）を実施した（日程表は文末の資料のとおり。研修員は本誌第40号（2009年9月号）79ページ参照。）。

本稿はその実施結果を報告するものである。

#### 第2 研修の概要

本研修は、「不動産登記制度，商業登記制度，戸籍制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして実施した。

##### 1 講義

法院行政處司法登記局不動産登記課のキム・ジンス課長から「インターネット（電子登記申請）登記所の運営と業務環境変化」と題する講義を、同じく法院行政處司法登記局家族関係登録課のイ・マンソク課長から、「韓国の家族関係登録制度の現況と展望」と題する講義をしていただいた。

昨年の韓国セッションの際には、不動産登記について、電子標準方式といわれるe-form申請<sup>1</sup>が過半数を占めるものの、純粋なオンライン申請は6%弱だったものが、2009年8月末現在では、オンライン申請が18%弱となっており、逆に、純粋な書面申請は、27.6%しかないとのことである（法人登記の場合は、純粋な電子申請が1.25%、e-form申請が78.56%、純粋な書面申請が20.19%）。また、視覚障害者向けのインターネット閲覧サービスや、「甲区」，「所有権保存」等の用語解説などの利用者向けのサービスの向上、国土海洋部（日本でいう国土交通省）の公示地価や地図情報との連携等、IT先進国らしい様々な取組を見せていただいた。

また、韓国では、2008年1月1日から、従来の戸籍制度とは大きく変更された家族関係

---

1 インターネット登記所にアクセスして申請書を作成・登録した上で、当該申請書を印刷して、書面申請する。当該申請を受け付けた登記所では、申請書に記載されたバーコードを読み取ることで、登録された申請情報を呼び出し、自動記入がされる。

登録制度が導入されている。現在は、個人情報の保護に配慮しながらも、国民の利便性向上のための電子化の推進が積極的に行われているとのことであった。

## 2 見学

### (1) 大法院（日本でいう最高裁判所）

行政管理室長，企画調整室長及び登記戸籍局長を表敬し，法院展示館，大法廷を見学した。行政管理室長は，本研修の立ち上げに携わった方であり，いつも様々な配慮をしていただいている（大阪総領事館でも勤務されていたので，日本語も堪能）。

法院展示館は，小学生を対象として，裁判所の歴史や裁判の仕組みをわかりやすく紹介するためのもので，国民参与裁判の定着のための法教育の充実が図られていることが感じられた。

大法廷の雰囲気は，日本の最高裁判所の大法廷と似ている。



法院展示館にある民事法廷の模型。  
奥が裁判官席。中段左が書記官席。中段右が証人席。手前が代理人席。



韓国の正義の女神は，剣ではなく，本を持って座っている。

### (2) ソウル中央地方法院（日本の東京法務局と東京地方裁判所が合体したイメージ）



実際の電子法廷。左に傍聴人用のスクリーンがあり，裁判官席・代理人席等にパソコンが備えられている。

ソウル中央地方法院長，同事務局長を表敬し，民事法廷，民事執行課，登記課及び商業登記所を見学した。

民事法廷では，すべての法廷が電子法廷となっており，標準電子法廷では弁護士が自分のPCを持ち込んで，証拠の提出を電子的に行うことも可能とのことである（簡易電子法廷はPCの持ち込みはできず，USBで提出）。また，期日はすべて録画されてDVDで保存されるので，書面で調書は作成されず，そのDVDが閲覧の対象となるとのことである。

その後、民事執行課，登記課，商業登記所を見学し，事務処理状況を見せていただいたが，日本の，特に東京法務局のイメージで訪問すると，とにかく人が少ない印象である。

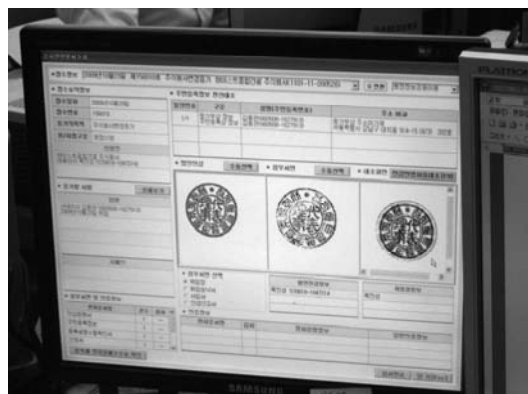
自宅のパソコンからもオンラインで登記事項証明書を手続きでき，また，無人発給機もずらりと並んでおり，しかも窓口で請求するより手数料が安いということで，窓口で登記事項証明書等の請求をする人はほとんどいない。

電子化による業務の軽減も相当図られているようである。不動産登記のe-form申請の場合は，申請人が入力した登記識別情報が自動で照合されるということであり，また，商業登記の場面では，登録された印鑑と申請書に押された印鑑を電子的に照合するということである。登記官の席には，2つのモニターがあり，1つは校合等の処理画面であり，1つは添付情報や住民登録情報等の調査画面のようである。両画面を見比べて調査を行うということであった。

また，商業登記所では，思いがけない質問も受けることになった。印鑑の電子的照合の説明を受けているときに，商業登記所の職員と韓国側研修員が話をしており，その職員の持っている書類の色に見覚えがあると思ったら，日本の登記所が発行した代表者事項証明書であった。代表者事項証明書に代表者の生年月日はなくても良いのかと聞かれて，日本側の法人登記担当の研修員から，「代表者事項証明書には記載しないが，印鑑証明書には記載されている。」と回答すると印鑑証明書にも生年月日がないと言われた。元号で記載されていたため，生年月日だという



左が印鑑証明書発給機，それ以外は登記事項証明書発給機。



左が登録された印鑑，中が申請書に押された印鑑，右が照合中。



左は処理画面，右はCourt-netで調査中。

ことが分からなかったようである。日本の会社が外国会社としてした登記申請について悩んでいるときに、たまたま日本人が見学に来たので、せっかくだから聞いてみようということになったようである。本研修の偶然の成果ではあるが、個人的には、最初に質問を受けたときは、通訳も日本側研修員も印鑑の電子的照合の説明を聞いており、一人で、かなり怪しい韓国語で答えなければならなかったこともあり、本研修で最も忘れられない場面となった。

### 3 実務研究

今回の各研修員のテーマは、①「株式会社の破産手続開始の決定と取締役の退任について」、②「性同一性障害者の性別変更後の家族関係について」、③「遺言による登記をめぐる諸問題～自筆証書遺言を中心に～」④「登記実務における過誤登記の防止について」⑤「物件明細書の標準化について」であった。それぞれの研究で明らかになった両国の相違点については、「法律の規定の違い」ではなく、そもそもの「発想の違い」が大きいと感じられた。

①「株式会社の破産手続開始の決定と取締役の退任について」については、破産会社の代表者の印鑑証明書が発行できるか否かについて、韓国では、企業活動で印鑑証明書が必要とされる場面は、ほとんど会社財産の管理及び処分の場合であるから、その権限のない代表者に印鑑証明書を発行するという発想がそもそもないとのことであった。

②「性同一性障害者の性別変更後の家族関係について」については、両国ともに動き始めたばかりの制度であり、資料の少ない中での研究で難しかったと思われるが、国民性の違いというよりは、両国の研修員の私見による部分が大きかったと思われる。

③「遺言による登記をめぐる諸問題～自筆証書遺言を中心に～」については、登記原因証明情報の位置づけについて、日本のように登記申請用に登記原因証明情報を別途作成するという発想が理解できないようであった。

④「登記実務における過誤登記の防止について」については、日本では、過誤登記により国家賠償が請求された場合でも、登記官個人に求償することはまずないが、韓国では登記官に求償されることもあって、そのための保険もあるとのことであり、逆に、偽造書類を発見した場合には、報奨金が出るとのことであり、信賞必罰と感じた。

⑤「物件明細書の標準化について」については、日本では、当事者の申告内容と執行官の調査結果に乖離が生じている場合、裁判所書記官としての一定の判断・認識を記載しているが、韓国では、両者を併記するのみで、その判断は読み手（入札に参加しようとする人）に任されているとのことであり、「自己責任」というものを感じた。

また、総合発表の準備が終わった研修員が、パートナーや実務研究課題に関係なく、全体で質疑応答をしたのが、e-form申請についてである（帰国報告会でも、各自の実務研究よりもe-form申請の質問の方が多かったような気がする。）。韓国では、不動産登記においても、法人登記においても、e-form申請が多く利用されている。純粋な電子申請の場合は、申請人は、金融機関等に申請して電子的な公認認証書を手に入れ、次に、登記所に出頭して、本人確認を行った上で、使用者登録をしなければならない（3年間有効。

延長可能。)。e-form申請の場合、申請者は、インターネット登記所の会員登録が必要であるが、これは、簡単な入力のみで足りる。不動産の固有番号を入力することで不動産の表示や登記義務者の表示が自動入力され、手数料も書面申請の7割程度ですむなど、様々な恩恵があるため、特に広報しなくても利用率が増加しているようである。登記所側にとっても、受付段階で申請書に記載されたバーコードを読み取れば自動で記入がされることで業務が省略され、双方のメリットとなっているとのことであった。

#### 4 その他

研修カリキュラム以外でも、韓国の文化を体験できるように、韓国側研修員が様々な企画をしてくれた。国立中央博物館や昌徳宮では、日本語ガイドにいただいた御陰で詳しく理解することができた。紅葉や黄葉も美しく、景色も楽しむことができた（写真をカラーで掲載できないのが残念である。）。韓国料理だけでなく、韓国式日本料理も美味しくいただくことができた。



国立中央博物館にある石塔



昌徳宮（チャンドクン）

韓国側担当教授が第8回日韓パートナーシップ研修の研修員であること、当職が第10回日韓パートナーシップ研修から担当していることから、第8回と第10回の韓国側担当教授と研修員に、それぞれ、夕食を御馳走になる機会があった。第8回のメンバーは、毎月積立てをして、時々会合を開いているとのことである。日本語が堪能な方が多く、当時の思い出を話していただいたり、当時の関係者の消息を確認したりもできた。また、第9回の韓国側担当教授が大法院見学の際に挨拶に来てくださり、第9回の研修員の一人は、法院公務員教育院の教務課長としてこの研修をサポートしてくださった（修了式等のセレモニーは総務課、講義等のカリキュラムは教務課の担当らしい。）。

日本と韓国で、寝食を共にした教授・教官・研修員同士は、兄弟（人によっては親子）のような気持ちになるが、同じ研修を体験した先輩・後輩も従兄弟ぐらいの身近さを感じられるようである。本研修は、研修員自身の知識の向上並びに両国の制度の発展及び実務の改善に寄与させることだけではなく、両国間のパートナーシップを醸成することも目的としているが、後者の目的も十分達成できたのではないかと思われる。日本語が

堪能な韓国人に比べて、韓国語が堪能な日本人というのは少ないが、日本側研修員達も、ハングルが読めるようになったり、韓国語の勉強をしたりして、未来の後輩達のためにできることを考えてくれているようである。

なお、日本側研修員達の感想を文末に掲載しているのですが、併せてお読みいただきたい。

### 第3 終わりに

本セッションの実施に御配慮いただいた朴珍賢（パク ジンヒョン）教授及び李惠淑（イヘイスク）法院主事をはじめ大法院法院公務員教育院の皆様、通訳を担当していただき、食事や観光の際にも助けてくださった韓貞淑（ハン・ジョンスク）氏及び朴扇嬉（パク・ソンヒ）氏、本研修の実施に御協力いただいた財団法人国際民商事法センターの皆様方にも、深く御礼申し上げたい。特に、韓貞淑氏には、第6回日韓パートナーシップ研修から日本セッションで研修監理員をしていただいているが、今回は、韓国セッションでもお世話になることができ、過去の研修員の詳しすぎる情報もいただけた。訳しにくい話も美しく分かりやすく訳していただき、様々な相談にも乗っていただき、心から感謝している。

日本セッションでは、日本が既に法律によって解決していることについて、韓国にはそのような法律がなく問題となっていることが多いと感じたが、今回の韓国セッションでは、韓国がIT先進国であることを見せつけられた。これからも、お互いに自慢し合いながら、お互いの良いところを参考としながら、両国の制度の発展及び実務の改善に寄与していきたい。また、本研修は、日韓の研修員が1対1のパートナーとなるだけでなく、実施機関である日本側担当教官と韓国側担当教授、日本側担当専門官と韓国側担当主事も、ある意味ではパートナーとして、お互いの業務について参考にするという面も持っている。日本の国際協力部と韓国の教育院、どちらの研修企画や運営が研修員の満足を得られるかという点でも、これからも競っていきたいと思っている。

なお、第10回・第11回日韓パートナーシップ研修を通じて得た情報に基づき、わずかな範囲ではあるが、両国の制度の比較を試みたので、参考としていただければ有り難い。



～各研修員の感想～

○東京法務局民事行政部第一法人登記部門 中出 幸一 登記相談官（法人登記担当）

今回の研修では、韓国における登記事務や家族関係登録制度の取扱いをいろいろ学びましたが、様々な点において驚きました。そうした点を挙げればきりがありませんが、自分の研究課題に関連する登記事項証明書等の交付についていえば、オンラインによる交付・閲覧申請が国民に浸透しており、国民の利便性を向上させるためのサービスが充実していることに驚きました。申請者がオンラインで登記事項登記事項証明書の交付申請する際の、地図での検索機能、マンションのような集合建物の専有部分を三次元立体画面で選択できる機能、視覚障害者向けの声による閲覧サービス、用語解説機能等は日本においては無い機能です。また、申請者の自宅のパソコンで偽造防止が施された登記事項証明書が取得できる取扱いや、コンピュータに移記する前の紙の閉鎖登記簿を電子データ化し、管轄以外の登記所においても謄抄本が交付できる取扱いも日本においてはなされていません。韓国においては、各省庁が競って国民サービスを向上させようとしているとのことであり、国民に対する行政サービスが進んでいるように感じられました。

今回の研修では、日本及び韓国のすばらしい研修生たちに出会えました。韓国の南方にある、日本で言うと沖縄のような「チェジュ島」というところで、来年また日本と韓国の研修生（もちろん教官たちも含めてですが）が再会すること、韓国セッションならぬ「チェジュ島セッション」というものを開催することを約束して帰ってきました。今回の研修でできたこうしたすばらしい縁を今後もずっと大切にしていきたいと思えます。

最後になりますが、この研修のためにご尽力をいただいた法務総合研究所及び財団法人国際民商事法センター、関係機関の皆さまに心から感謝申し上げます。

○横浜地方法務局相模原支局 山本 知恵 登記相談官（戸籍担当）

この第11回日韓パートナーシップ研修に参加させていただき、大変貴重な体験をさせていただきました。

韓国セッションにおいては、韓国側の研修員や教育院の方々に、生活面を含めて、大変細やかに気を配っていただきました。研究課題や講義では、韓国の不動産登記制度では、独自の試みであるe-form申請やオンラインによって発給される登記事項証明書が自宅のプリンタで印刷できること、家族関係登録においては法院の事務であること等、非常に印象的でした。また、国立博物館や、週末のヨジュでの世宗大王陵や水原、ソウルのチャンドクンの見学を通じて、韓国の歴史や伝統文化についても理解を深めることができました。これらの日程を通じて、両国の研修員も6月の日本セッション以上に親密になり、来年は、非公式ではありますが、済州島で再会しようとして約束しました。

この日韓パートナーシップ研修によって、日本と韓国の登記や戸籍の業務に携わる者同士の連携を深めることで、今後、相互に制度や実務の改善の一助となればと思います。

法務総合研究所及び（財）国際民商事法センターの関係者の方々に、心から感謝申し上げます。

○静岡地方法務局不動産登記部門 稲場 尚孝 登記官（不動産登記担当）

日本セッションのときにも感じましたが、韓国の研修員の方々は非常に日本語を勉強していらして、私どもも個々には勉強していたのですが、そのレベルの違いに恐縮しました。韓国人の方は研修員に限らず、日本語が堪能な方が多く、自分が勉強不足なのを棚に上げるようですが、個々の意識の違いだけでは埋められない国レベルでの教育の方針の違いと言うものを感じました。また、コンピュータ化の進め方、特にハード面の充実については、韓国は日本よりも先を見据えていることを実感しました。様々な点において、費用対効果よりも申請人や利用者の利便性を考えた施策に取り組み実現させていることを目の当たりにしてきました。審査事務のスピードも非常に速く、ほとんどは即日で処理できるものであるとのことでした。日本では、人員だけでなく、申請書の統一化（e-form）など、ハード面なくしては実現できないと感じました。ソフト面においても、スペシャリストの育成という面で、採用時に既に登記を専門とする職員として採用するなど、見習うべき点が多いと感じました。また、韓国ではいろいろな場所を見学させていただいたのですが、やはり、利用者の利便性を考えた街作り（信号）、公共料金の安さ、観光地での対応など、素晴らしいところがたくさんありました。ただ、今回の訪問では、きっと韓国の良いところばかりを見させていただいたと思いますので、一概に韓国が優れていて日本が劣っているとはいえないと思います。しかしながら、韓国には見習うべき点が多々あることがわかりましたし、やはり向上する上では、そのような良い点を見習っていかなければならないと感じました。韓国との友好関係をより強くするためにも、この経験を職場に戻って多くの職員に伝えたいと思いますし、この研修が今後も長きにわたって続くことを願っております。

○法務省大臣官房人事課 三井 賢 企画第三係長（不動産登記担当）

この研修の中で、韓国での電子申請に関する講義を聴かせていただきました。韓国セッションの前までは、韓国での電子申請は、日本と比較するとかなり進んでいるという印象を持っておりました。実際にも、韓国における電子的な申請の割合は70%を超えているということを講義の中でも説明していただきましたが、完全なオンライン申請は約7%程度に留まっており、残りはほぼe-form様式による電子的な申請が占めています。

e-form様式による申請というのは、「特例方式」に近い申請の方法であり、書面申請と電子申請の中間的なものと位置付けられているものです。このe-form様式による申請は、日本の「申請書作成支援ソフト」のようなものをインターネット上で提供し、その様式に必要な事項を記入した書面を添付書類とともに、紙の状態で登記所に提出するというものです。

このe-form様式による申請も電子的な申請の一部として整理されておりますが、韓国でもe-form様式による申請を電子申請の一部とみることには、疑問を持っているものもいると私のパートナーは言っていました。結局のところ、完全な電子申請のための環境整備が十分に整っていないという印象を受けました。

しかし、韓国という国は、一旦制度を開始すると、その制度を定着させるための動きはかなり速いものと思いますので、年々電子申請の割合も上がっていくものと思います。



また、ソウル中央地方法院、これは東京法務局のような登記所になりますが、ここにおいて、実際の登記所を見学させていただく機会もありました。

韓国の登記所は、職員の方の数も来庁する一般の方の数も日本の登記所と比較すると少ないように感じました。これは、韓国では証明書の発行をオンラインが占めているということや事務処理のシステム化が徹底されていることなどが理由ではないかと思えます。

現在の日本の登記所は、従来の紙での事務処理を中心とした登記所から、電子申請の普及や紙の図面の電子化などにより、システムでの事務処理を中心とした登記所へと変化しています。その変化の過程の中では、登記所に勤務する職員の数の削減や登記所の統廃合、さらには、登記所の業務の一部を民間企業に委託するなど、従来までの登記所から大きな変化を続けています。韓国でも、電子申請の普及などにより、登記所を統合するなどの取組があり、日本の登記所が直面する課題や問題は、韓国においても同様だと感じました。私は、この研修を通じて、韓国の登記実務を学ばせていただきましたが、今後の日本の登記所がどうあるべきかを考えるときに、韓国の登記所の在り方はとても参考になるものだと思います。

最後に、この日韓パートナー研修に参加する機会を与えていただいたことに感謝し、また、この研修のためにご尽力いただいた関係者の皆様、また、公私に渡り、色々な場面で助力をいただいた研修員の皆様にお礼を申し上げます。

#### ○最高裁判所事務総局民事局第三課 福田 行宏 執行手続係長（民事執行担当）

日韓両国の物件明細書は、いずれも執行裁判所の認識を記載した書面であり、その作成行為は事実行為に属するものです。その法的性質は両国ともに同一であるにもかかわらず、両国の記載方法が大きく異なっていることは非常に興味深いところです。そして、その相違も両国の社会的背景に起因するものではないかと思われまます。

私見ではありますが、日本の国民性では、私人間の関係調整を専ら自己責任に委ねることに対する心理的抵抗感があり、伝統的に、公的機関（この場合、慣習上、「お役所」や「お上」と呼ばれます。）」が示す見識等を担保として、私人間で調整を進めていく社会的背景が残っています。ゆえに、韓国と比較して、公的機関に対して、その明白な見識等の情報提供を求める社会的傾向が大きいものと思われ、その両国の国民性が物件明細書の様式にも反映しているとも考えられます。

物件明細書を巡る日韓両国の法制度は基本的には同一であるものの、社会的背景の相違を原因として、日韓両国の物件明細書の様式や記載事項に明らかな相違点を発見することができ、有意義な研究を行うことができました。この研究をきっかけとして、今後も、微力ではありますが、日韓両国の法制度の発展に寄与することができれば幸いと考えています。最後に、法務総合研究所及び国際民商事法センターの皆様をはじめ、本研修においてお世話になったすべての御関係者に改めて深く感謝いたします。

## 第11回日韓パートナーシップ研修(韓国セッション) 日程表

月 日	曜	09:30  12:00	13:00  17:00
10 / 19	月		13:00～13:50 オリエンテーション 14:00～ 実務研究(1)
10 / 20	火	ソウル着 (日本側研修員入寮)	オリエンテーション 教育院長表敬
10 / 21	水	講義 インターネット(電子登記申請)登記所の運営と業務環境の変化	講義 家族関係登録制度の現況と展望
10 / 22	木	実務研究(2)	実務研究(3)
10 / 23	金	実務研究(4)	見学
10 / 24	土		
10 / 25	日		
10 / 26	月	見学 大法院	見学 ソウル中央地方法院
10 / 27	火	総合発表準備	総合発表 修了式
10 / 28	水	帰国 (日本側研修員退寮)	
10 / 29	木	10:00～12:00 帰国報告会準備	14:00～15:30 帰国報告会

## ～日韓パートナーシップ研修のための日韓法制比較～

国際協力部教官

杉山典子

### 第1 日韓パートナーシップ研修について

#### 1 研修の目的

国際協力部では、財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、1999年から毎年1回、日韓パートナーシップ研修を実施している。この研修は、各研修員が、所掌業務に関する制度上及び実務上の諸問題についての議論を通じて知識の向上を図り、研修の成果を両国の制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的とするものである。

#### 2 研修員

研修員は、毎年、日韓それぞれ5名ずつ、計10名である。

日本人研修員は、日本の法務省・法務局及び最高裁判所・下級裁判所<sup>1</sup>に勤務する職員の中から法務総合研究所が決定し、韓国人研修員は、韓国の大法院・各級法院<sup>2</sup>に勤務する職員の中から、韓国の大法院法院公務員教育院が決定する。

#### 3 研修の内容

本研修のテーマについては、研修開始当初は不動産登記制度のみを対象としていたが、第4回からは民事執行（不動産執行）制度、第5回からは商業登記制度、第7回からは戸籍制度と供託制度の隔年実施と、順次テーマを拡大している。

研修の内容は、講義、見学及び実務研究から構成されているが、中心となるのは各研修員が自分で課題を決め、1対1でパートナーと討議する実務研究であり、本研修は、「研修」というよりも「比較研究」の方が相応しいともいえる。

本研修の特徴として、「日本セッション」と「韓国セッション」という2つのセッションから構成されていることが挙げられるが、日本セッションでは、韓国側研修員が実務研究課題を提出して、日本側に質問し、逆に、韓国セッションでは、日本側研修員が実務研究課題を提出して韓国側に質問する。実務研究課題を提出した側の研修員は、相手国を訪れ、相手国の登記所等で行われている業務を直接見て、相手国の担当者から業務内容や問題点を直接聞いて、自らの研究を進めて、報告書を作成する。また、質問を受ける側の研修員も、質問に答える過程において、外国の人にも理解して貰えるように説

1 最高裁判所・下級裁判所に勤務する職員が参加することとなったのは、第4回研修以降。

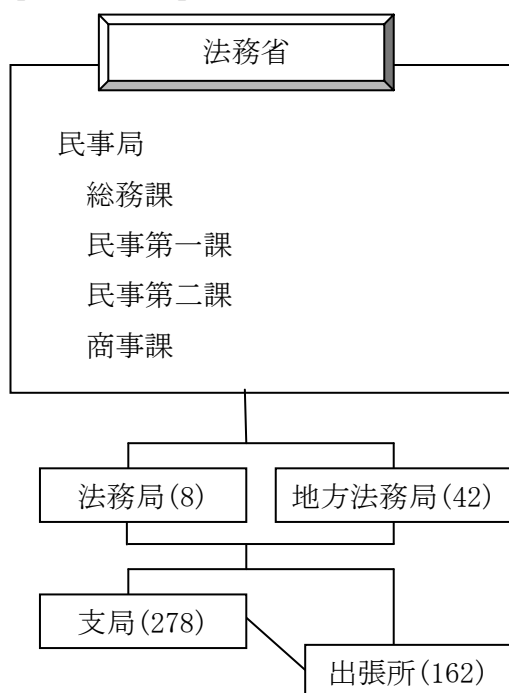
2 日本の最高裁判所・下級裁判所に該当する。

明する努力をすることで、改めて自国の制度を見直すことができる。このように、相互に意見交換をすることで、自国の法制度を見直し、改善していくためのヒントを得ることができる。また、両国の研修員が共同生活を送ることにより、言葉や文化の違いを越えた信頼関係を育むことができる。

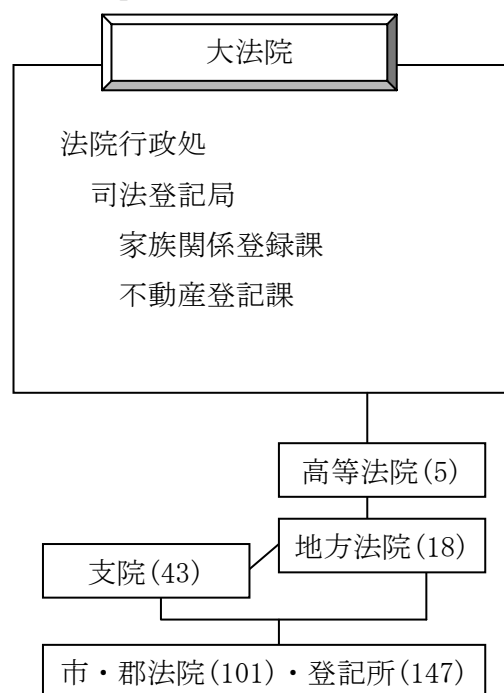
## 第2 組織上の相違点

日本では、登記事務（表示に関する登記を除く。以下同じ。）、戸籍事務及び供託事務を行政機関である法務省が所管しているが、韓国では、司法機関である大法院が所管している。大法院の内部部局である法院行政処に置かれた司法登記局に家族関係登録課及び不動産登記課（商業登記及び供託に関する事務も含む。）が置かれており、この司法登記局が、日本の法務省民事局のような役割を果たしている。また、地方法院、支院、市・郡法院（供託所）・登記所が、それぞれ、日本の（地方）法務局、支局、出張所のような役割を果たしている。

### 【日本の場合】



### 【韓国の場合】



※数字はいずれも2009年4月1日現在

登記事務は、地方法院、同支院及び登記所に勤務する法院書記官、登記事務官、登記主事又は登記主事補のうち、地方法院長（登記所の事務を支院長が管掌する場合は、支院長をいう。）が指定した者（以下「登記官」という。）がこれを処理する（韓国不動産登記法第12条、韓国商業登記法第4条）。

供託事務は、地方法院長又は地方法院支院長が所属法院書記官又は法院事務官の中から指定する者が処理する（韓国供託法第2条）。

戸籍事務については、家族関係の発生及び変動事項に関する登録並びにその証明に關す

る事務（以下「登録事務」という。）は、大法院が管掌する（家族関係の登録等に関する法律第2条）が、大法院長は、登録事務の処理に関する権限を市・邑・面の長に委任し（同法第3条第1項），法院は，市・邑・面の長に対して，登録事務に関する各種報告を命じ，その他監督上必要な措置を採ることができる（同法第116条）。

なお，上記のとおり，韓国では，司法機関が裁判事務と登記事務を行っていることから，人事異動によって，いずれの事務についても担当する可能性があった。しかし，それでは，登記事務に精通した職員が養成されにくいため，2003年から，「法院事務職」とは別に「登記事務職」としての採用が行われている。

【日本の場合】

	本省	法務局 (登記)
10級	課長	
9級	課長	
8級	室長	
7級	室長	首席登記官
6級	課長補佐	首席登記官 次席登記官 統括登記官
5級	課長補佐	統括登記官 登記官
4級	係長	統括登記官 登記官
3級	係長 主任	登記官 登記専門職
2級	主任 係員	登記専門職
1級	係員	一般職員

【韓国の場合】

	司法行政事務	
	法院事務	登記事務
1級	法院管理官	
2級	法院理事官	
3級	法院副理事官	
4級	法院書記官	
5級	法院事務官	登記事務官
6級	法院主事	登記主事
7級	法院主事補	登記主事補
8級	法院書記	登記書記
9級	法院書記補	登記書記補

※韓国の場合は，法院公務員規則別表1で上記のとおり定められているが，日本にはそのような規定はないので，代表的な職名を例示した。

また，日本では，法務省の法務総合研究所が本研修を主催しているが，韓国では，大法院の法院公務員教育院が本研修を主催している。

【日本の場合】

最高裁判所 司法研修所 裁判所職員総合研修所
------------------------------

法務省 <u>法務総合研究所</u>
-----------------------

【韓国の場合】

大法院 司法研修院 <u>法院公務員教育院</u>
---------------------------------

### 第3 電子化に関する相違点

両国とも、手続の電子化、電子申請の利用促進は、重要な課題となっている。

韓国においては、電子申請は、登記は導入済み（不動産登記：2006年、商業登記：2008年）、戸籍は導入予定（2014年まで）であるが、供託には未だ導入されていない。

#### 1 登記申請の類型

日本における登記の申請は、①書面申請及び②電子申請の2つだが、韓国における登記の申請は、①書面申請、②e-form（電子標準様式）申請、③電子申請の3つに分類することができる。①の書面申請と③の電子申請は、日本のそれとほぼ同じであるが、特徴的な申請方法は、②のe-form申請だと思われる。

2009年8月時点の不動産登記申請の類型別割合は、書面申請27.60%、e-form申請54.77%、電子申請・嘱託17.63%であり、2009年9月時点の商業登記申請の類型別割合は、書面申請20.19%、e-form申請78.56%、電子申請・嘱託1.25%であった。ソウル及び首都圏での不動産登記申請に関しては、ネット環境の整備の影響からか、電子申請・嘱託の割合が30%前後と高くなっているが、全体的にはe-form申請の割合が高い。

##### (1) e-form申請

e-form申請は、申請人がインターネット上で電子申請情報を入力してインターネット登記所に登録した上で、印刷したものを申請書として、添付書面を添付して登記所に提出するものであり、あくまで書面申請の一つである。申請書の作成段階までは電子申請と同様の手順で行うが、最後の提出段階は、書面申請と同様の手順となる。

申請人にとっては、既存の登記事項である不動産の表示、登記義務者の住所氏名は、不動産の固有番号を入力することで、システム上自動入力されるようになっており、簡便に申請書を作成できる。また、簡単な入力事項のみで会員登録が可能であり、後述する「使用者登録」の手続は不要である。電子申請と同じくインターネット登記所にアクセスして申請書を作成するという点においては、電子申請の環境に慣れるための機会ともなる。さらに、手数料も書面申請に比べて軽減されている。

一方、提出を受けた登記所にとっては、申請書に付されたバーコードを受付の際に読み取ることで、(受付情報も含めて)自動記入されるため、記入過程が不要となり、迅速な処理が可能となる。特に、登記識別情報は、申請人が入力したものが自動で照合されるため、業務の省力化につながっている。

##### (2) 電子申請

電子申請を行うためには、使用者登録が必要である。まず、金融機関等に申請した上で、その金融機関と連携している公認認証機関にアクセスして電子的に公認認証書をダウンロードする。次に、本人又は代理人が登記所に出頭し、印鑑証明書及び身分証明書、資格者代理人により申請する場合は資格者代理人であることを証明する書類によって本人確認を行った上で、使用者登録がされる（3年間有効。延長可能。）。最後に、インターネット登記所にアクセスし、公認認証書と登記所で受け取ったパスワードを用いてインターネット登記所の会員に加入することとなる。なお、韓国では、

国民全員に住民登録番号が付与されており、満17歳になると住民登録証（IDカード）が発給されるため、この住民登録証が本人確認の際に一般に使用される。

電子申請の場合、住民登録情報、建築物情報、土地情報、林野情報などの各種添付情報を電子的に添付する必要があるが、電子政府（e-政府）とシステム上連携されており、その連携の成功率は約91%とのことである。なお、法務士等の資格者代理人に委任した場合には、国家や地方自治体が発行する公文書や委任状をスキャナで読み取って提出することが可能であり、電子署名の添付が軽減される。

## 2 オンラインによる登記事項証明書の発行

日本における登記事項証明書等の請求方法は、①書面請求、②オンライン請求、③登記情報提供サービスの利用の3つがある。このうち、②のオンライン請求は、登記事項証明書の発行の請求はオンラインでできるが、証明書自体は書面で発行されるものであり、③の登記情報提供サービスは、画面を印刷できるが、登記官の証明印は押印されない。なお、③の登記情報提供サービスには、「照会番号」という制度があり、行政機関等に対する電子申請において、照会番号を通知することにより、登記事項証明書の提出に代えることができる。この照会番号が付されている申請等を受けた行政機関等は、当該番号に基づき登記情報提供サービスを利用して登記情報の確認を行うことができる。照会番号は、発行日から100日間有効であり、閲覧時における最新の登記情報を確認することができる。

一方、韓国では、登記事項証明書の発行自体をオンラインで行っている。利用者は、インターネット登記所にアクセスして登記事項証明書の発行を請求し、一定の基準を満たした推奨プリンタであれば普通紙に印刷することができる。なお、日本では、専用紙を用いることで偽造防止を図っているが、韓国では、次のように偽造防止を図っているとのことである。

登記事項証明書の下部には、12桁の英数字（発給確認番号）が記載されており、インターネット登記所にアクセスして、その番号を使って、無料で登記情報を確認することができる。この確認は、登記事項証明書の取得後3か月以内に5回まで可能とされている。

登記事項証明書の最下部の左側には、登記情報を暗号化して保存した2次元バーコードが記載されており、そのバーコードをスキャナで読み取ることによって、登記情報を復元することができる。

登記事項証明書の最下部の右側には、「大法院」の透かし文字が印刷されており、登記事項証明書をコピーすると、当該部分が黒塗りになることで、オリジナルではないことが確認できる。

## 3 国庫帰属予定供託事件の大法院ホームページへの掲示

日本でも、韓国でも、供託金取戻・還付（回収・出給）請求権は、10年で消滅時効となる。しかし、消滅時効の起算点が、「権利を行使することができるようになったとき」だとすると、供託所側で、その時点が明確ではない。そのため、日本では、事務処理上の便宜措置として、供託の日から20年を経過したものについては、時効が完成していな

いことが明白であるものを除き、消滅時効が完成した場合の取り扱いに準じて歳入納付の処理をすることが認められている。韓国も同様であるが、その年数が、20年ではなく、15年である。

韓国では、供託者又は被供託者に返還されるべき供託金が時効により国庫に帰属されるのは、国民の財産権保護の側面から望ましくないという観点から、国庫帰属の減少が課題となっている。そのため、大法院のホームページに、翌年に国庫帰属が予定されている供託事件の内訳（1年分）が、法院別・供託種類別に掲示されている。人的事項（氏名及び住民登録番号又は法人名及び法人登録番号）を入力すれば、その者が供託者又は被供託者である事件の①供託法院、②供託の種類、③供託番号を照会することができる。なお、具体的な内容（供託当事者、供託金額、供託の原因たる事実）を知るためには、供託当事者又は利害関係人は、供託所に閲覧又は事実証明の請求をすることができる（韓国供託規則第59条）。

なお、日本では、供託につき利害関係がある者のみが、印鑑証明書を添付した上で、供託に関する書類の閲覧又は供託に関する事項の証明を請求できる（供託規則第48条、第49条、第26条）。

## 第4 不動産登記制度の相違点

### 1 登記簿と台帳の二元制度

日本では、かつては、不動産の権利関係を公示する登記簿を登記所が管理し、権利の客体である不動産の状況を明らかにする台帳を税務署が管理するという、別々の制度として存在していた。しかし、利用者の負担軽減や事務処理の合理化を図るため、昭和35年（1960年）の不動産登記法の一部改正により、登記簿と台帳の一元化を行い、これまで台帳が果たしていた機能を果たす「表示に関する登記の制度」が設けられた。

韓国では、現在でも、登記簿制度と台帳制度が併置されている。不動産に関する権利関係の公示に関する登記事務は、前記のとおり、司法機関である大法院（地方法院、支院及び登記所）が行っているが、不動産の現況の公示に関する台帳事務は、行政機関である行政自治部の監督の下に、各地方自治体において行われている。そのため、台帳上の不動産の表示に変更があった場合に台帳と登記簿が一致しない場合が発生することもあったようであるが、現在では、登記簿及び台帳の電子化が完了しており、システム上の連携を図ることにより、オンタイムで反映されることで、一元化と同様の効果が得られているようである。

### 2 対抗要件主義と効力発生要件主義

日本では、「不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。」として、登記を物権変動の効力発生要件（成立要件）ではなく、対抗要件とし（民法第177条）、また、登記の公信力も認めていない。

韓国では、「不動産に関する法律行為による物権の得喪及び変更は、登記しなければ



その効力が生じない」として、登記をもって物権変動の効力発生要件（成立要件）としている（韓国民法第186条）。

また、韓国においては、時効制度に関し、民法第245条において、「不動産の所有者として登記した者が10年間所有の意思をもって平穩かつ公然に善意にして過失なくその不動産を占有したときは、所有権を取得する。」と規定し（韓国民法第245条第2項）、また、「20年間所有の意思をもって平穩かつ公然に不動産を占有する者は、登記することによってその所有権を取得する。」と規定し（同条第1項）、時効制度を登記と関連させている。

### 3 伝賃（チョンセ）権

「伝賃権」とは、日本にはない物権であり、通常、建物に対して設定される権利である。「伝賃金」という一時金を家主（建物所有者）に支給すれば、一定期間、当該建物を占有して居住することができるというものである。賃貸借とは異なり、伝賃権者は、毎月の賃料を支払う必要はなく、他方、伝賃権の設定者である家主（建物所有者）は、取得した伝賃金を運用することによって、賃料と同様の利益を得る。また、一定期間が経過すると、今度は、伝賃権設定者である家主（建物所有者）は、伝賃金を伝賃権者に返還しなければならず、かつ、この伝賃権者の伝賃金返還請求権は、当該占有に係る建物によって担保されるのである（韓国民法第303条第1項）。

つまり、伝賃権とは、通常は用益物権として分類されるものであるが、伝賃金の返還請求権が当該建物によって担保されている点において、担保物権的な色彩を帯びた権利といえる。いずれにしても、このように「伝賃権」が民法において物権として規定されていることから、韓国の不動産登記法には、登記すべき権利として伝賃権も列挙されている（韓国不動産登記法第2条）。ちなみに、日本民法では、不動産質権、先取特権が担保物権として規定されているが、韓国民法においては存在しない。

なお、月額賃料（月賃（ウォルセ））を支払う契約形態もあり、特にオフィス等の商業用建物の場合、ほとんどが月賃による契約（伝賃権も併用）となっているようであるが、住宅用建物についても、低金利の影響で、伝賃権のみの契約は減少傾向にあるようである。

### 4 登記官の職権による登記名義人の表示の変更

日本では、登記名義人の住所変更により、登記記録の登記名義人の表示と申請情報における登記義務者又は申請人の表示とが一致しない場合、当該申請は却下されることとなるので（不動産登記法第25条第7号）、先に、「登記名義人の表示の変更の登記」の申請をする必要がある。ただし、所有権以外の権利に関する登記を抹消する場合に限っては、その登記申請に際して、登記名義人の表示に変更があったこと又はその表示が当初から誤っていたことを証する情報を提供すれば、登記名義人の表示の変更又は更正の登記を省略して、直ちに抹消の登記を申請することができる（昭和31年10月17日民甲第2370号民事局長通達）。

韓国では、所有権移転登記を申請する際に、登記名義人の住所変更により申請書上の

登記義務者の表示が登記簿と符合しない場合、その登記申請の時に提出した市、区、邑、面の長が発行した住所を証する書面により、登記義務者の登記簿上の住所が申請書上の住所に変更された事実が明らかなきときは、登記官が職権により登記名義人表示変更の登記をしなければならない（韓国不動産登記法第48条第2項）。

つまり、日本では、「所有権以外の権利に関する登記を抹消する場合」に登記名義人の表示の変更の登記の「省略」が認められ、韓国では、「所有権移転登記を申請する場合」に登記名義人の表示の変更の登記の「登記官による職権登記」が認められているようである。

## 5 合有及び総有

一つの物を数人で所有する形態には、①共有（狭義）、②合有、③総有が考えられる。①の共有の場合は、各共有者は、それぞれ持分を有し、その処分及び分割請求は自由にできる（ただし、5年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることもできる。）。②の合有は、組合契約における組合財産等に見られる形態であり、各共有者は、観念的には、それぞれの持分を有しているが、その処分及び分割請求の自由が認められていない。③の総有は、権利能力なき社団の財産に見られる形態であり、個々の持分は観念されず、したがって、持分の処分という概念もないものである。

日本では、民法上は「共有」という文言しか使われていないが、その性質によって、「合有」又は「総有」に区分される場合もあり得る。①の共有の場合は、共有者ごとの持分を登記しなければならない（不動産登記法第59条第4号）。②の合有の場合は、組合名義で登記することができる。③の総有の場合、登記実務においては、権利能力なき社団名義での登記を否定しており、代表者個人名義又は権利能力なき社団の構成員全員の共有名義ですることとなる。なお、2008年12月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行されたことにより、公益目的のない社団又は財団であっても、法人格が取得できるようになった。

韓国では、②の合有については韓国民法第271条以下、③の総有については韓国民法第275条以下に明文の規定がおかれている。また、宗中、門中その他の代表者又は管理人のいる法人でない社団等は、その社団又は財団の名義で、その代表者又は管理人が登記の申請をすることができる（韓国不動産登記法第30条）。なお、宗中とは、慣習上の団体として共同先祖の墳墓守護と祭祀及び宗員相互間の親睦等を目的にして構成される自然発生的な宗族集団のことであり、門中とは、姓と本貫が同じ人たちで構成される集団のことである。宗中の構成員は、かつては、20歳以上の成人男性に限られていたが、2005年7月21日、大法院の判決により、20歳以上の成人女性も構成員として認められるようになった（慣習法上の集団であり、戸籍法・家族関係登録法に規定はない。）。

## 第5 戸籍制度と家族登録制度の相違点

### 1 家単位での編製と個人単位での編製

日本では、戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するものであ

り、夫婦とその子ごとに編製される。

韓国では、2008年1月1日に「家族関係の登録等に関する法律」が施行され、戸主を基準にして家単位で戸籍を編製する従来の方式を、国民個人別に登録基準地によって家族関係登録簿を作成する方式に変え、家の根拠地であり戸籍の編製基準である本貫<sup>3</sup>の概念を廃止し、検索基準及び在外国民<sup>4</sup>の申告事件を処理する管轄を決める基準として、登録基準地という概念が導入された。

## 2 父姓原則主義の修正

日本では、婚姻の際に夫又は妻の氏のいずれを称するかを定め（民法第750条）、嫡出である子は、父母の氏を称する（民法第790条第1項）。

韓国では、婚姻によって、夫又は妻の姓が変わることはないので、子は、いずれかの姓に従うこととなる。従来は、父の知れない子でなければ、父の姓及び本貫を継ぐこととされていたが、「家族関係の登録等に関する法律」の施行と合わせて、婚姻当事者が婚姻届出時、子の姓と本貫を母の姓と本貫に従うことにする協議をした場合、その子の姓と本貫は母の姓と本貫に従うことができるようになった（韓国民法第781条第1項ただし書）。また、子の福利のために、父又は母の請求により、法院の許可を受けて、子の姓と本貫を変更できるようになった（韓国民法第781条第6項）。

## 3 市町村の事務と国家の事務

日本では、戸籍事務は、市区町村において処理されるが、戸籍事務が、全国統一的に適正かつ円滑に処理されるよう国（法務局長・地方法務局長）が助言・勧告・指示等を行っている。

韓国では、「家族関係の登録等に関する法律」の施行に伴い、市町村の事務だった戸籍事務を国家事務とし、大法院が管掌機関となって国家が登録費用を負担するようになった（ただし、事務については前記のとおり市・邑・面の長に委任している。）。また、戸籍電算化についても、2002年に戸籍電算化が完了し、大法院の戸籍サーバに接続して業務を処理するウェブ基盤戸籍情報システムが2003年5月6日に導入されている。

## 第6 供託制度の相違点

日本では、供託金は、中央銀行である日本銀行が保管しているが、韓国では、大法院長が指定する民間銀行が保管し、他の預金と同様に運用できることとなっている。2008年6月現在で、普通預金の定期利息が年利約6%である一方、供託金利息は、供託金の利息に関する規則の定めにより年利2%とされていることから、その差額による収益は、すべて保管銀行である民間銀行の収益となる。これについて、「指定を受けた銀行のみが特別な恩恵

---

3 その家系の始祖の出身地のことである。韓国民法第809条第1項の規定により、「同姓同本」の結婚は近親婚として禁止されていたが、1997年に憲法裁判所で無効判決が出されたため、現在では、「同姓同本」でも八親等以内でなければ結婚できる。

4 韓国における「在外国民」の定義は、在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律第2条第1号の規定により、「大韓民国の国民であって外国の永住権を取得した者又は永住する目的で外国に居住している者」とされている。

を受けているのではないか。」との批判があったことから、2007年3月に供託法が改正され、供託金管理委員会を設立し、供託金保管銀行の指定に当たっての審査、指定された後も毎年適格審査を行うほか、指定銀行から毎年出捐金を出させ、法院を利用する国民にその恩恵が与えられるような公益事業に使われることとなっている。

## 第7 民事執行制度の相違点

民事執行制度について、日韓両国で、さほど大きな制度上の相違点は見あたらない。

ただし、上記第4の3のとおり、月々の賃料が発生しない賃貸借契約があったり（賃料から満足を得ることができない。）、一定の場合に賃借人にも配当要求が認められていたりするので、伝貫権の存在に留意する必要がある。